

総務企画委員会記録  
<第1号>

平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成25年6月19日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

---

開会の日時

年月日 平成25年6月19日 水曜日  
開 会 午前10時26分  
散 会 午後4時3分

---

場 所

第4委員会室

---

議 題

- 1 乙第1号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例
- 2 地方公務員の給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書について（追加議題）
- 3 視察調査日程について

---

出席委員

委員	長	山	内	末	子	さん
副	委	末	松	文	信	君
委	員	新	垣	良	俊	君
委	員	仲	田	弘	毅	君
委	員	具	志	孝	助	君
委	員	照	屋	大	河	君
委	員	高	嶺	善	伸	君
委	員	玉	城	義	和	君
委	員	吉	田	勝	廣	君

委員 前島明男君  
委員 渡久地修君  
委員 當間盛夫君  
委員 大城一馬君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 小橋川健二君  
総務統括監 比嘉徳和君  
財務統括監 田端一雄君  
人事課長 砂川靖君

---

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

なお、ただいまの議案は、本日の本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例について、御説明いたします。お配

りしております資料、平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料により御説明いたします。

なお、平成25年第4回沖縄県議会（定例会）議案の1ページに議案がございます。

この議案は、国及び他の都道府県の職員の給与並びに平成25年度の地方交付税等の削減の状況を考慮し、沖縄県職員の人件費を削減するため、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員に対する給与の支給に当たって、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、減額して支給する措置を講ずる必要があることから、条例を制定するものです。

条例の概要を申し上げますと、第1に、減額支給措置を講ずる特例期間については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとしております。第2に、常勤の特別職の職員の給料月額について、知事については20%、副知事については15%、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者については10%の減額支給措置を講じます。第3に、教育長及び大学の学長については、10%の減額支給措置を講じます。第4に、一般職の職員の給料月額について、行政職給料表適用職員における、部長級及び統括監級の職員については9.6%、課長級から副主査級までの職員については7.6%、主任及び主事級の職員については、4.6%の減額支給措置を講じることとし、その他の給料表適用職員については、行政職に準じた支給減額率としております。

なお、給料月額は、平成18年の給与構造改革に伴う経過措置額及び教職調整額を含む額としております。

また、管理職手当については、一律10%の減額支給措置を講ずることとしております。施行期日は、平成25年7月1日を予定しております。

乙第1号議案の説明は以上です。

御審査をお願いいたします。

**○山内末子委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

**○照屋大河委員** 先ほど本会議場で人事委員会委員長からの意見表明がありました。どう感じたのか。人事委員長は、「地方公務員法に定める給与決定の諸

原則にそぐわないものであり、遺憾であると言わざるを得ない。また特例とは言え残念である。」というような言い方をされていますが、どう受けとめるのか伺います。

○小橋川健二総務部長 地方公務員の給与については、人事院勧告を尊重し、それから人事院勧告の中身は公民の給与比較をして勧告をし、執行部はそれを尊重し、ということで給与をこれまで決定をしてきております。今回は国の交付税の削減ということが背景にあって、給与を減額せざるを得ないということについては遺憾であるということは一多分に私の見解ですけれども、国に対して遺憾であるとの見解表明だったのではないかと思います。それからもう一つ、今回こういうことになったことについて残念であるという御意見もございました。これは先ほど来申しました給与決定の原則がございます。そのほかにも条例で給与は定めるべきということではありますが、この分は別にいたしましても、今回、人事院が勧告をした給与水準になっているものから減額をすると。しかも、勧告に基づかないものになっているということについては、非常に残念だというような見解だったであろうと理解しています。

○照屋大河委員 この今の説明の中では地方交付税の削減もあり、今回の削減をせざるを得ないということであったのですが、これはやっていないところもあるようですね。この点についてはいかがですか、市町村も含めて。

○小橋川健二総務部長 6月17日、一昨日現在で調査しましたが、本県を含む32団体が妥結、もしくは終結ということで実施をすることになっています。それから、そのほかに5団体が交渉中または検討中一着手はしていませんけれども検討中ということで、合わせて37団体が今のところ方向性がはっきりしています。それから、未定・検討中という意見—これは方針もまだ決まっていないという県が3県ございます。それから、そのほかに未着手、方針は決まったがまだ交渉に入っていないというところが2団体。そのほか残る5団体がやらないということではありますが、内訳で申しますと、例えば不交付団体が1団体ございます。そのほかの3団体が既に独自の給与カットを今やっているということ—既に水準が下がっているということです。それから、そもそも国とは違う低い独自の給料表を適用しているという団体が1団体ございます。ですから、やらないというようにはっきり決まっている団体の状況でいいますと、既に給与カットを独自にやっていると、あるいは交付税をもらっていないというような団体に限られていると思っています。

○照屋大河委員 県のこの独自の取り組みについてはいかがですか。今、やらないと決めたところの理由に、独自の取り組み—独自の行政改革というのですか、そういう理由を示して実施しないということがあったわけですが、県としてのこれまでの取り組みというものはどうですか。

○小橋川健二総務部長 県としてもこれまでに独自の給与カットをやったことがございます。平成20年から2年9カ月にわたって独自の給与カットをやりました。給料が3%、期末手当が2%ということでやりました。当時は三位一体の改革によって、交付税が、例えば平成15年と平成18年を比較しますと、300億円を超えるような交付税の減額がありまして、平成20年から向こう4年間で1200億円の収支不足が生じると。これは行政改革で埋めて、あるいは基金を崩して、それから県債を増発してもなお180億円程度の収支不足が生ずるということで、当時職員組合などとも交渉をして、4年間で想定して独自の給与カットをするということでスタートしたわけでございます。ですから、他の団体においても個別の財政事情に基づいて独自の給与カットをしていると思っています。

○照屋大河委員 今回、全国的にはそういったばらつきがある。先ほど示されたような状況があると。実施をするとか、これから着手するとか、県内市町村の中で那覇市が今回の給与削減を実施せずということで表明しているわけですが、県は先ほど言った独自のカットも含めて、国の要請を受けて実施すると決めたのはどういう理由なのですか。どういう議論がなされてきたのですか。

○小橋川健二総務部長 先ほどの独自のカットからいいますと、2年9カ月で終わっていますので、平成22年9月分までで既に終わっております。交付税水準が回復してきたということで終わっています。今回の分は、国が国家公務員の給与が平成24年度から特例的に減額をされております。それを受けてこの7月から地方団体もそれに準じて行ってほしいというように閣議決定があり、あるいは総務大臣の要請がありということに基づいて、交付税も減額をされているという状況がございます。予算の関係ですけれども、給与については条例主義で義務的な経費ですので、当然、現在の給与水準で予算は計上いたしました。一方、歳入については交付税が減額になるということもございますので、交付税も減額して実は計上しております。その穴埋めはどういうようにやっているかと申しますと、財政調整基金を取り崩して充て、あるいは退職手当債を発行

して充てようという計画になっております。本来は財政調整基金、それから将来の債務になるようなものについては、直接県民サービスに充てられるべきということがあったものですから、今回こういう削減の状況もあって、やむなく給与を減額せざるを得ないという結論になっているわけでございます。

**○照屋大河委員** 今、部長が言われる予算措置については、この新年度当初予算の予算委員会などがあるわけですね。そこでは今言われたような形で進めてきたと。実はこれは昨年度の民主党政権の中では国家公務員の採用に合わせた7.8%を平均して削減しようとした。地方には波及させない。それが政権が変わってこういう形になっているわけですが、先ほどの時間的な時系列で言えば、新年度予算の審議のときの国の動きはどうだったのですか。

**○小橋川健二総務部長** 当時、削減をしたいという麻生副総理の発言がありました。これは平成25年1月15日です。それを受けまして地方六団体との会合を持ちながら、この間続いてきておりますけれども、確かに予算編成の段階ではそういう動きはございまして、先ほど言いましたように交付税はそういう形で見込んでいくということです。

**○照屋大河委員** 今、年度途中6月のこういう先議での議論なのですが、そういう動きがある中、予算委員会での説明などはどういう形だったのですか。

**○小橋川健二総務部長** 予算委員会で質疑というよりも、総務部長の予算の説明でございまして、地方交付税全般としての説明はやっておりまして、読み上げてみますと、「地方交付税は2023億5200万円で3.2%の減となっております。これは、国家公務員と同様の給与削減を前提とした給与関係経費の削減等に伴うものであります。」というような部長の説明、アナウンスはやっているつもりでございます。

**○照屋大河委員** 先ほど人事委委員会委員長の意見の件もありました。給与決定の原則を守るべきだということがありました。何度も那覇市の例を出して申しわけないのですが、そういう原則を考慮して削減を実施しないと決定することも可能なのですか。

**○小橋川健二総務部長** 人事院給与勧告は、公務員の労働基本権の制約の代償ですので、最大限尊重されるべきだと思いますし、これまでもそのようにやっ

てきたつもりです。勧告は基本的には公と民の給与格差、水準を比較して、格差があれば勧告をします。それに基づいて議会で条例という形で審議をしていただいて給与が決まるというような流れでございます。今回の削減は、公と民の比較をした結果ということではなくて、あくまでも臨時特例の措置であるということです。基本的には人事院勧告と違うものだと思っております。

**○照屋大河委員** 臨時特例で特別ではあったとしても、これはやはりこの国の地方自治の財政の仕組みで大変な特例となってしまうのではないかということで、全国の自治体で大きな声を上げているわけです。県としては今回提案はされましたが、この県に対する県知事の意見とか、そういったものはどういったことを思っているのですか。

**○小橋川健二総務部長** 地方公務員の給与は、議会それから住民の意思に基づいて地方団体が自主的に決定すべきという認識はございます。今回、国が要請という形ではありますけれども、国の公務員に準じて削減を迫るというようなやり方がございますけれども、これについては私どもも非常に、委員のおっしゃるような地方自治の根幹にかかわるような重大な問題ではないかという危機感を持っております。

**○照屋大河委員** 重大な問題を提案するに当たって、例えば先ほどの説明にあった給与削減率の総額、県経済へ与える影響とか景気への影響—これは実は2月議会の中でも退職金の問題でそういう影響はしっかり試算されているのかという質疑がこの委員会でもありましたが、今回についてはいかがでしょうか。

**○小橋川健二総務部長** 仮に給与削減相当分が全て消費につながるということでやりますと、45億円程度の影響があると思います。

**○照屋大河委員** たびたびなのですが、削減をしないと決めた那覇市などは中核市に移行したという意味で、事業もまた新たな取り組みをしないといけない。県においても21世紀ビジョンに向けて、一括交付金の制度などに価値を与えていかないといけないわけです。そういう時期に、2月議会での退職金のカット、あるいは今回の提案、先ほど言った45億円の影響も含めて、相当に検討をされたはずですが、この県の取り組み、県の政策事業に対する影響というものは、皆さん、今回提案するに当たってどのように考えたのでしょうか。



○小橋川健二総務部長 実は歳入の削減額でいいますと、地方交付税が67億円。それから、教職員の給与負担—国庫負担金ですが、これが8億円。合計75億円ございます。一方、今回削減をお願いしておりますのが46億円と。そういう意味ではカット額全てが埋まり切れてはいないわけです。それは交渉の過程で、やはり職員のモチベーションの問題もございますし、それから県経済に与える影響ということもありまして、実は当初は給与に加えて期末勤勉手当もカットの対象に入れるということでの提案でございました。ただ、おっしゃるようなことでいろいろ検討した結果、期末勤勉手当については対象から外そうというようなこともやりました。それから給与の手当のはね返し分とかそういったものも影響がないようにしようということで、結果として46億円ということになりました。もちろん、先ほど言いましたように、45億円全てが消費に回ればそうだという影響がございますけれども、一定程度やむを得ない気持ちで提案させていただいたところであります。

○照屋大河委員 冒頭質疑した人事委員長の意見で、最後のほうにありますが、職員の生活に影響を与えるものと思慮されると。今後は適性な給与確保されることを強く望みますとくくられているわけですが、この点については部長としてどうですか。

○小橋川健二総務部長 これは人事委員会から言われるまでもなく、我々もその提案するに当たっては、過去に例を見ないかなり大きなカット額だったものですから非常に苦慮いたしました。地方交付税が、あるいは国庫負担金がこういう形での削減をしている中で、基金を崩したり新たな債務を発行したりということが生じてくるものですから、全てを給与の削減で賄おうということは思いませんで、一定程度職員の生活に配慮しながらということで、今回の条件を組合との話し合いの中で積み上げてきたところでございます。

○照屋大河委員 特例としてしっかり地方が声を上げていかなければ、今回は職員の給与で地方交付税減額分を措置すると。しかし、今後、政策的なところまで国の意向が地方自治に影響してはいけないわけです。そのための地方交付税の仕組みだったというわけですが、そこはこれからも強くもっとしっかり意見を言うべきだと思いますし、先ほど部長からあったように、民間との比較ではない今回の措置ではあります。民間企業との比較はずっとされてくるわけですが、人事院勧告も含めてそうではないわけですから、これは沖縄県としても断固とした対応をとるべきではないかということをお願いして終わりたいと思

います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の委員とのやりとりを聞いてみて、今回提案したのはいわゆる国からの、言ってみれば強制的なやり方で皆さんは仕方なくこれを提案したということではないですか。

○小橋川健二総務部長 表現はそういうことになるかどうか私は自信ありませんけれども、要するに要請はございました。それに加えて要請の内容が地方交付税の削減という形で地方交付税法も国会で成立をいたしました。それを前提とした、平成25年度の一般会計予算も成立をしたというような背景、それから、他県においても同様な動きがあったということも総合的に勘案して、今回そう決めたということです。

○渡久地修委員 強制という言葉が皆さんなかなか言いにくかったら、要するに強い圧力があって、従わざるを得ないということですね。

○小橋川健二総務部長 強い要請があったということでしょうか。

○渡久地修委員 この強い要請というのはいつ、どのような要請があったのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 1月28日に総務大臣から知事等に対し、給与の減額を要請する文書が発出されております。

○渡久地修委員 「なお」というものがありますね、この要請文には。「なお、この要請は技術的な助言である」と。この「技術的な助言」というものはどういうものですか。

○小橋川健二総務部長 地方自治法の先般の改正によって、国と地方は対等な関係であるということは、法体系の中でも明らかになっているわけです。ですから、上から指示をするというようなことは基本的に法的にはないわけで、しかしながら、技術的な指導はできます。これは、地方自治法第245条の4によ

って技術的な助言はできるということがございまして、それに基づいてのものと理解しております。

○**渡久地修委員** いわゆる地方と国は対等になったと。それで技術的な助言—あくまでも助言ですよ。これは、従わなかったら罰されるとか、そういった助言イコール必ず従わなければならないというものではないですよ。

○**小橋川健二総務部長** 一般的に助言というのは、お互いの裁量があるということだと思います。

○**渡久地修委員** そうなのです。これは助言なのです。ところが、こういう助言を出すこと自体問題なのです。そして、これに基づいて全国の担当者を集めた会議があったと思うのですけれども、これはいつあって、沖縄からどなたが参加しましたか。

○**小橋川健二総務部長** 2月13日に全国総務部長会議というのがございます。担当の班長が行ったようでございます。

○**渡久地修委員** この会議はどのような内容だったのですか。

○**小橋川健二総務部長** まず1点が総務大臣からの通知、要請文です。「国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体も速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。」という文書でございます。それから、もう一つは地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方について—内容については、それぞれの減額率の考え方といったようなものが説明されたようでございます。

○**渡久地修委員** この担当者会議でいわゆる要請といいながら、そして担当者を集めて、先ほど最初の提案理由であったと思うのですが、地方議会での提案の状況、全国の状況、これを逐一公表すると。どこどこはやっていますよ、どこどこはやっていませんよ、ということを国が公表するというので、やっているところ、やっていないところを明らかにして締めつけていくという、こういう乱暴なやり方までやっているわけですよ。これは、完全に要請といいながら、強制ではないですか。今までこういうことはないと思うのですが、どうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 先ほども申しあげましたけれども、今回の給与決定について地方で自主的になされるべきものが、要請という形であれ、こういうふうに出されて結果として削減せざるを得なかった、迫られているというようなことは遺憾であって、あってはならないことだと思っています。

○渡久地修委員 このように要請といいながら、実際は締めつけていくわけですよ。そして決定的な締めつけられ方は地方交付税の削減です。地方交付税の趣旨は何ですか。そして、その財源はどこのものだという認識をお持ちですか。

○小橋川健二総務部長 地方交付税は憲法による地方自治の本旨、それを実現するための財源だと思います。誰のものかということですが、これも地方固有の財源だと思っています。

○渡久地修委員 今おっしゃったように地方交付税というものは地方のものなのです。それを国がかわって集めて、地方にきちんと状況に応じて交付するというのが地方交付税なのですよね。それを、国が一方的に自分たちの政策を押しつけるために削減すると、これは地方自治の交付税制度を根底から否定するものであり、地方への介入だと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 御言葉で恐縮なのですが、介入という言葉は行政では余り使わないのです。おっしゃるように地方固有の財源であって、使途も定められていないということからしますと、今回のように給与削減を前提として地方交付税が削減されるということは断じてあってはいけないと思います。

○渡久地修委員 私は、今の国の介入に対しては県としても絶対これは黙ってはいけないと思います。これを許したら地方自治制度そのものが根底から崩されてしまうのですよ。だから、全国知事会も地方六団体も怒っていますよね。地方六団体、4月22日に要請していますけれども、地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたということに怒り、これは過去に例を見ないやり方だと言っているわけですよ。だから、これに対しては私は皆さん方はちゃんと知事の見解も表明して、こういうことは絶対にやってはいけないということを言うべきだと思うのですが、どうですか。

○小橋川健二総務部長 これについては委員おっしゃるように、数次にわたって全国知事会、それからそのほかの団体含め地方六団体が総務大臣に抗議をし、要請をし、あるいは共同声明を出したりということをやってまいりました。そうした中でも地方交付税法が成立をしてみたり、あるいは予算が成立をしてみたりということで、結果として実施をせざるを得ないというようなことになりました。ただ、その際においても執行三団体一全国知事会、全国市長会、全国町村会は、総務大臣に要請をして、今年度限りの措置であるというような言質をとったり、あるいは地方公務員の給与水準については今後国と協議の場を設けて議論はするというような言質をとったりということで、結果として今回のような形になっております。知事としても、明確に何かの紙で出しているわけではありませんが、基本的には知事会の中で意見の集約をさせていただいたということもありますし、それから先に組合の皆さんとお話ししたときも、一定程度そういうような認識は示したところでございます。

○渡久地修委員 今回の条例提案の一番の問題は国の介入、そして2つ目に、人事委員会勧告制度を無視するものだと、先ほど人事委員長からも意見がありましたけれども、簡潔に人事院制度あるいは人事委員会の勧告制度、これがつくられた理由は何ですか。

○小橋川健二総務部長 地方公務員の労働基本権が制約をされていることへの代償措置だと思っています。

○渡久地修委員 私たちは公務員にちゃんとストライキ権を与えなさいと主張しているのだけれども、しかし、そういう代償措置としてこの人事院、あるいは人事委員会の勧告制度というものはあるわけですよ。それも無視して給与を削減するということは今までないですよ、どうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 無視したということですがけれども、先ほど県のこれまでの独自の給与カットの取り組みを御紹介しましたけれども、その際ももちろん人事委員会の勧告に基づいてやっているものではないわけですし、無視したのは初めてかと言ったらそうではないわけです。制度的に違う次元にあるものではないかなと思っています。

○渡久地修委員 この公務員の給与というものは民間にもすぐはね返っていくのですよ。特例であろうが、何であろうが。そういう意味では前の県のものも

そういう制度を無視した、そういうやり方はやるべきではないと思います。それで、先ほど照屋委員から人事委員長の意見についてどうですかと質問されたときに、委員長の遺憾というものは国に対して遺憾と言っているというふうに理解しているみたいなことを言っていたのですけれども、人事委員長の意見に対して簡潔に見解をもう一度お願いします。

○小橋川健二総務部長 地方公務員法で定める給与の決定原則がありますけれども、今回の措置がそういう手続によっていないということから国の対応も含めて遺憾、それから残念という意見になってあらわれたものと理解しています。

○渡久地修委員 だから、国の対応だけではないですよ。文章をちゃんと読んでみますと、「本条例案は国の要請、地方交付税の削減の措置に伴い、職員の給与を減額するものですが、地方公務員法に定める決定の諸原則にそぐわないもの」だと。要するに、地方のことは地方の各自治体が決めるものだと、それにそぐわっていないよということで、県のこの条例案に対する遺憾の意の表明だと思うのですが、どうですか。

○小橋川健二総務部長 人事委員会は公平中立な機関ですので、意見を述べる、あるいは勧告をする際に、県の財政状況とか、このようなものをそんたくしてということではないと思います。そういう意味では、人事委員会は中立公平ですので今回はそういう給与決定の原則によっていないので遺憾である、残念である、そういう表現だったのだらうと思います。

○渡久地修委員 皆さん、そんたくしていないといろいろ言うけれども、これは問題ですよ。人事委員会は独立していますよね。独立した委員会の委員長が本会議場で意見を言ったと。この意見を皆さん重く受けとめないといけないのではないのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 おっしゃるとおりです。ただ、先ほど来申し上げていますような事情で今回こういう提案をせざるを得なかったという事情もございます。それで、人事委員長も最後のほうにお話しされていたのは、今後、そういう勧告措置にのっとって適正な給与が確保されることを望むというようなお話があったので、私どもも努力してまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 この人事委員会、委員長の意見で「職員の生活に少なからず

影響を与えるものと思料される」とありますが、どのような影響があるのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 個々の職員についてどうだということではないのですが、一般的には、今回提案していますのが年収ベースで3.6%程度のマイナスになります。そういう意味では、年収が落ちた分、生活費、家計に圧迫を与えるというふうには思っております。

○渡久地修委員 家計に大きな影響を与えてくると思うのですよ。これは、子供たちの教育にも影響を与えますし、家のローンを抱えている人はローンの返済にも影響を与えるわけです。その辺はやはりこのようなカットの場合には一般的にと言わずに、どんな悪い影響を与えるのかきちんと調査すべきではないですか。

○小橋川健二総務部長 丁寧に、というお話だろうと思います。今回のカット額一月額データでの平均でいいますと、1万9000円程度の減額。それは階層によって違いますけれども、それで今回、子育て世代はおっしゃるような生活、子育て、養育、いろいろ負担がありますので、段階を設けて若い世代ほど、あるいは中堅ほど減額率が低くなるように、あと統括監級以上、部長級についてはかなりの高額の減額率になるようにといった配慮も一定程度やったつもりでございます。

○渡久地修委員 いずれにしても、削られるのは総額46億円ですか。これが職員にも相当な影響を与える。これが県経済に与える影響—先ほどの質問に対しては45億円と言っていましたけれども、例えば46億円削られたら、直接の第2次波及効果と最終波及効果はどうなりますか。

○比嘉徳和総務統括監 影響額ですが、今回、共済費を除いた36億円—これがキャッシュでお渡しされるということですね。その影響額を調べて第2次波及まで含めて45億円の影響額というふうに試算してございます。

○渡久地修委員 2次波及で45億円。最終波及はどうなりますか。

○比嘉徳和総務統括監 通常の経済産業連関表で分析するときは2次波及でとどめて—最終波及まで行くと期間の概念がないものですから、ずっと行きます

ので、大体一般的に2次波及でとどめて表明しているというのがほとんどでございまして、2次波及で45億円ということになります。

**○渡久地修委員** 皆さん方の産業連関表に基づいてやると、例えば四十五、六億円をやったとしてそれが消費に回る額分がありますよね。そして、貯蓄に回る分がありますよね。しかし、こういった貯蓄に回らないものも出てくるわけだから、そういったものを加味すると、私の単純な計算でいくと54億円、2次波及効果でマイナスになるというのが出るのはですが、これが最終まで行くと、もっと行くと思うのですよ。なので、県経済にもものすごくマイナス影響を与えると思うのですよ。その辺は、相当大きなマイナス影響を与えるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

**○比嘉徳和総務統括監** そういう意味で一定程度、46億円を超える影響を与えるということは事実であります。一方でその影響をできるだけ少なくするような形の産業振興策等々を一生懸命やるということになるかと思えます。

**○渡久地修委員** 今回の措置は来年3月までの特例といっても、これがまた民間にも影響を与えると思います。今、アベノミクス、デフレ脱却とか言いながら、やはり国民の所得を引き上げるものは何もないわけですよ。逆にどんどん削っていくという点では今の景気回復というものに逆行するものだと思うのですよ。なので、私はこれはやるべきではないと、そういう意味では各市町村も、那覇市なんかもやらないという、いわゆる地方のことは地方で決める、自分たちで決めるのだということをやっているものだから、今回の条例はやるべきではないというふうに述べて終わります。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

**○玉城義和委員** きょうの人事委員会の委員長の発言に関してですが、先ほども答弁がありましたように、労働基本権が制約された状況で公務員の人事院勧告制度があるわけで、それが結局、日本の憲法、労働法を含めて、法体系の中で保障されているわけです、地方公務員を含めて。それに対して、今回一番問題と思われるのは、政府みずからがそれに手を突っ込む一制度自体を空洞化させるといいますか、そういうものにつながりかねないということがあると思うのです。これは非常に重大な問題で、そもそも人事院制度とか労働基本権に係



る基本的な問題を惹起するような局面にあると思うのです。だから人事委員会の委員長もこう言わざるを得ないといえますか、どう考えてもこういう声明にならざるを得ないのです。そういう意味では、政府みずからそういう制度を壊すといえますか、空洞化させるということにつながっていると思うのですが、そこはどうですか。

○小橋川健二総務部長 おっしゃるように、労働基本権の制約があつて、代償措置としてこれがあるということは、最大限尊重されるべきものだと思います。先ほど来るる言っていますが、臨時特例的な措置であると。人事院勧告制度とは内容といえますか、次元といえますか、少し違うものではないかという認識はしております。いずれにしても、こういう形で本来の公務員の給与の決定の仕組みに基づかないということが、そうそうあつてはいけないという認識は持っております。

○玉城義和委員 そうそうあつてはいけないのではなくて、絶対あつてはいけない話であつて。要するに、そういう制度のもとでやっているのに、それに政府が横から手を突っ込んできて、地方公務員の賃金まで全部コントロールしていくというのは、まさにゆゆしき事態だろうと思うのです。そもそも今回のようなことが起きてきた基本的なところはどこにあるのですか。どういう経過でこういうことが起きているのですか。

○小橋川健二総務部長 まず、平成24年2月に、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立いたします。これは東日本大震災の財源に充てるということだったと思います。これを受けて、国家公務員においては平成24年4月1日から給与の減額措置が開始されました。地方公務員については、平成24年の適用はございませんでしたが、平成25年1月になって、麻生副総理の発言として「地方交付税を削減することを考えている」であるとか、それから総務大臣と地方六団体の会合の中でも「国に準じて削減してもらいたい」旨の発言があつたわけです。そういうことをベースに、給付減額を前提とした地方交付税法の成立を見て、そういう内容を盛り込んだ国の一般会計予算が成立したというような流れです。

○玉城義和委員 私は専門家ではないのですが、これを見ていて非常に、政策的な整合性もとれないし、とっぴに出てきてといえますか、何を狙っているのか、どこに着地点があるのか、これによってどういう成果が出るのか、そうい

うものが全然読めないのです。今おっしゃるように麻生副総理がたまたま1月15日にそういう発言をされた。そういう政治家の発言を後追いで、官僚が無理やりひっつけてきたようなイメージがどうも拭えないのです。例えばこれを7月から来年3月までやって一体何を狙うのか、これによってどういう成果が出るのか、その辺は県としてどう考えているのですか。

○小橋川健二総務部長 具体特定の事業をやるわけではないものですから、こういう成果がありますとは非常に申し上げにくいのですが、国がそういう要請をしてきた背景には、国の職員の給与との差が生じたわけです。それに基づいて、地方交付税もそれが標準経費であるということで、国の給与の水準まで引き下げをした内容になった地方交付税法が成立したということです。私どもが削減した分で何をということはないのですが、地方交付税が削減されて、結果として財源に穴があくと。その分を一定程度給与の削減で穴埋めできないか、補填できないかといったことが動機といえは動機です。

○玉城義和委員 私が聞いているのは県の話ではなくて、国として今のような削減をすることによって、政策的に何を狙っているのか。例えば国家公務員との差があるからと言うのであれば、むしろ1年で4月にはまた戻るわけであって、来年の3月31日までやるという意味がどこにあるのか。要するにこの政策自体がよくわからないのです。

○小橋川健二総務部長 麻生副総理の発言も、国との給与の格差が結果として、相対的に格差が生じている。そういう意味では水準を合わせるべきではないかという発言の趣旨だと思っております。

○玉城義和委員 ラスパイレス指数とかいろいろあると思うのですが、例えば100に合わせたとすると、来年の4月以降はどうなるのですか。

○砂川靖人事課長 国も原則的な給与に戻します。県も原則的な給与に戻りますので、結果としてラスパイレス指数は同じ100ないし99.3のレベルで並ぶと思います。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員が、ことし県が給与を引き下げた後、来年4月以

降についてどうなるのかと再度確認し、砂川人事課長が説明した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 だからそういうことをして、どういう意味があるかと言っているのです。来年の3月までそのようなことをして。実質的に。

○砂川靖人事課長 実質的な給与制度上の意味というよりも、現実に地方交付税が減額、削減されている事態に対して、県として例えば削減された分を基金で取り崩したり、あるいは借金で補填するのとか、そういったことをすることに対して県民の理解が得られるのかという観点から、本来の地方交付税法に定める手続にはそぐわないかもしれませんが、このような減額の提案をしているということです。

○玉城義和委員 その67億円の削減の根拠は何ですか。その額の根拠は。

○田端一雄財政統括監 67億円の削減の根拠ですが、沖縄県の平成24年の基準財政需要額に、沖縄県の人口規模からすると2%程度が地方公務員給与の削減に伴う減少率ということで総務省が示しておりましたので、それを掛けた数字が67億円程度となっております。

○玉城義和委員 2%というのは誰が決めたのですか。

○田端一雄財政統括監 この2%というのは、各県人口の規模によって財政規模が異なりますので、非常に簡便な方法ではありますが、平成25年度の当初予算を見積もるに当たって、平成24年度の基準財政需要額をベースとして、2%程度の削減になるだろうということで、総務省が示した数字であります。

○玉城義和委員 それも総務省が示してあるわけですね。その67億円という数字と、今のラスパイレス指数は国との差がありますよね。このラスパイレス指数は、沖縄県は今幾らですか。

○砂川靖人事課長 カット後の国の給与月額をベースに比較した場合のラスパイレス指数は、107.4になります。

○玉城義和委員 67億円と107.4の差額というのは一緒になるのですか。

○砂川靖人事課長 必ずしも一致しません。

○玉城義和委員 どっちが多いのですか。

○砂川靖人事課長 67億円のほうが大きいです。

○玉城義和委員 どれぐらい多いのですか。

○砂川靖人事課長 我々が当初職員団体に提案したとき、給料を3区分で減額すると。それから諸手当についても減額すると。期末勤勉手当については9.7%減額すると。管理職手当は10%減額するという提案をしたわけですが、そのときの試算で64億円でした。

○玉城義和委員 先ほどの件で、給与の削減でトータルで幾らになるのですか。

○砂川靖人事課長 現在の最終案は一条例として提案している形の削減額で申しますと、給料が35億円、管理職手当が1億円、合わせて36億円。これに共済費が10億円程度が入って46億円になると試算しております。

○玉城義和委員 これで削っても67億円との差が21億円出るわけですね。その21億円はどこで補填するのですか。

○小橋川健二総務部長 現在の予算案でも、財政調整基金の取り崩しが46億円、それから退職手当債が29億円、合計で今75億円です。先ほど67億円と申しましたが、これに教職員の国庫負担金の8億円がございますので、これで75億円です。こういう充て方になっています。今回、75億円に対して46億円の削減ということですが、それはこのカット分が全部埋まり切れないということです。これは基金の取り崩しを先にやるのか、あるいは退職手当債を発行するのを優先させるのかということですが、これは今後の財政状況を見ながら、いずれかの財源を選択しないとイケないと思っております。

○玉城義和委員 いずれにしても21億円は財政調整基金からやるか、退職手当

債でやるかということに残っているわけですね。それで国の地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要を見ると、地方交付税の一般財源額については平成24年度と同水準を確保と書いてありますね。これはどういう意味ですか。

○砂川靖人事課長 地方交付税の総額はおよそ17兆円程度ありますが、この水準を平成25年度も確保したという趣旨であると理解しております。

○玉城義和委員 それで各県、自治体を含めて削られているわけだから、それは当然差額はありますよね。その差額はどこに行くのですか。

○砂川靖人事課長 給与関係経費が削減されたわけですが、一方で地域の元気づくり事業という特別枠とか、あるいは減災、防災事業に関して後年度その事業費の一定割合について元利償還を交付税で見るという形で、総額的に17兆円は維持したという説明になっていると思います。

○玉城義和委員 私はその辺が全く理解不能なのです。これだけ大騒ぎして、各自治体で騒がせておいて、総額は一定確保しますと。それが防災とか地域元気づくり推進費とか、余り政策的にも練れていないようなものに充当していくというのがいかにも一今回の問題は、1つは国と地方の関係の問題で、もう一つは政策自体の成熟度のなさといいますか、バランスがとれていないといいますか、それがあろうと思うのです。だから非常に混乱するわけです。制度として熟しない、政策として熟しない、はっきり言ってよくわからない。それに官僚がきちんと肉づけできないまま、あらあらでおろされてきているというイメージが非常に強いのです。3000億円ぐらい削りながら別の新しいものでおろしていくということが、果たしてどういうことを意味するのかがわからないから聞いているわけです。その政策の成果というのはどこに行くのですかと、どういう意味があるのですかと聞いているのはそこなのです。3000億円ぐらい削った分をどこかに使うというのならわかるけれども、またそれも地方におろしてくるわけでしょう。この元気づくり云々というのは、沖縄県は幾らおろされているのですか。

○田端一雄財政統括監 総務省が示した試算によりますと、平成25年度の地方交付税で約28億6500万円程度となっております。

○玉城義和委員 これは使途、財源としては特定されているのですか。自由に使えるものですか。

○田端一雄財政統括監 地方交付税の費目として措置をされておりまして、地方交付税ですので一般財源ということになります。

○玉城義和委員 そうすると、先ほどの21億円にそれを充てたらどうですか。その28億円を。

○田端一雄財政統括監 地方交付税の総額そのものがトータルで平成25年度は前年度と比較して60億円程度減っております。今申し上げた29億円も含めて、当初予算の一般財源の中で措置をしているということですので、基本的には当初予算のさまざまな事業に、この29億円も含めて措置をしている状況となります。

○玉城義和委員 要するに、1つは国の今度のやり方が、我々から見てよく意味がわからないということと同時に、県の受け方も、先ほど出ていた予算委員会ではほとんどきちんとした説明がされていなくて、普通に28億円、29億円の話もわかっていて、それを既に一般財源として一般の政策に振り分けて、すり込まれているわけですね。そういうところが、やはり非常にわかりにくいことだと思うのです。全部これはつながっていることであって、そうであれば最初からもう少し組み立て方はあったのではないかと思うのです。そういう意味で、1つは国と地方のあり方について重大な問題を含んでいるということと、こういう政治家の思いつきのようなことで全国が振り回されているというイメージを非常に強く受けるのです。そこは総務部長どうですか。

○小橋川健二総務部長 今回こういう形で、要請という形ではあれ、地方団体にこういうことをやらざるを得ないような環境をつくっていると。しかも地方交付税を、ややもすると政策実現の目的に使っているのではないかと見られかねないようなやり方をしているということについては、私どもも遺憾に思っていますし、あってはいけないことだと思っています。

○玉城義和委員 この地域づくり推進費の29億円というのは、実際の今年度予算ではどういうところに充当されていますか。

○小橋川健二総務部長 先ほど説明がありましたように、これは一般財源ですので、どこにはまっているかということは実はわからない財源です。ただ、地方交付税上は、こういう算定費目がありますということで入っているだけで一計算式として入っているだけで、どこに充てるという仕組みではないわけです。ただ、平成25年度の地方交付税はトータルとして3%余りの減になっていて、前年度から65億円減になっております。そういう中で、29億円来ているのではないかということですが、これを加味してもなお減っているという状況です。

○玉城義和委員 もう一つの防災云々というのは、金額としては幾らになっていきますか。

○小橋川健二総務部長 防災事業について、今私どもがそれにカウントしているのは、県庁舎のエレベーターの改修であるとか、防災行政無線の再構築が控えておりまして、その設計費で、合わせて2億5000万円ほどございます。ただ、ボリューム的に非常に小さいわけで、次年度の平成26年度以降、この防災行政無線の再構築が70億円程度ございます。そういう意味では今回の基金の取り崩しを戻せるのであれば、翌年度以降のそういう防災事業に充てることは可能でありますし、ぜひそうさせていただきたいと思っております。

○玉城義和委員 来年以降は地域元気づくり推進費というのではないわけですね。

○小橋川健二総務部長 ございませんが、その分は私どもの基金に戻れば次年度に活用できると思っております。

○玉城義和委員 結局、トータルとして同じということになれば、技術的に賃金を引き下げるための方便として使ったということにしかならないわけです。この地域元気づくり推進事業というものを、恒常的にずっと特定の目的をつくってやっていく気もない。たまたま1年だけで取ってつけてやった、名目をつくったというだけの話であって、そういう意味ではまさに、この政策自体のあり方がそもそも問われていると私は感じております。以上です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
大城一馬委員。

○大城一馬委員 今回の地方交付税の削減、震災復興の予算に充当という形で削減されているということですが、このことにつきましてはどういった捉え方ですか。

○小橋川健二総務部長 国家公務員の給与の削減については、おっしゃるように東日本大震災の復興経費に充てるということですが、ただ、地方公務員の分については先ほど議論がありましたような給与の削減分を一定程度元気づくり事業に戻すといいますか、全国的にはマクロでは戻すという形になっていると思います。

○大城一馬委員 これはあくまでも表上の建前で、やはり確かに国家公務員の給与削減で費用に充てることはそれはそれでいいです。地方まで、本来は震災復興予算は当然国の財源でもって充てるべきであって、こういったことを地方に影響を与えることは果たしていかなものかと思います。ですから、今回先ほどから議論がありますように突然降って湧いたような地方交付税の削減、これが地方公務員の給与まで削減するという影響を及ぼしているわけです。それに対して私どもは全く理解できないし、本当にこの件についてはいかなものかという認識です。先ほど、人事委員会委員長の報告も意見陳述もありました。各委員からこれに対して評価があります。やはり本来、これまでの慣例、通例からしても地方公務員の給与は当然独立した機関、議会で承認した人事委員会、人事委員のメンバーで決めることであって、これを国がいきなりトップダウンで決めることはまさに地方への介入、圧力につながると思いますが、どうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 要請という形ではありますが、結果として私ども地方がそうせざるを得ないことになっていきますのは、委員のおっしゃるように入るかどうかわかりませんが、ある程度の関与がありますので、そのように見られても仕方がない行いだったと思っています。

○大城一馬委員 今回、この事案につきましては今年度限りの措置という答弁がありました。これは保証できますか。

○小橋川健二総務部長 私が保証できるかについてはあれですが、数次にわたって地方六団体から総務大臣に要請、抗議、アピールをし、その結果4月22日に執行三団体という全国知事会、全国市長会、全国町村会と総務大臣の会合を



持ちまして、その中で総務大臣から今回の措置は今回限りの臨時異例の措置であると。それから、国の地方の給与の取り扱いについてはしっかりと協議しながらやっていきたいと思います、この2つを明言をしていただいたということの報告がされました。したがって、総務大臣と地方の代表がそういった約束をしたわけですから、そのようになるものだと思います。

**○大城一馬委員** そうなるものになるだろうという臆測ですが、ちなみに昨年、震災関連で国会議員の歳費の削減がありましたよね。また平成25年度も同じように、歳費の削減も今限りという話で平成24年度国会で議決されました。ところが、平成25年度も国会議員の歳費の削減が議決されたということもあって、やはりこれを例にとってみても、今回は特例ということは極めて懐疑的です。国は何でもできるというような政権運営ではいかなものかと私は思っています。どうでしょうか。

**○小橋川健二総務部長** 約束ということもありますが、ただ基本的にはやはり国と地方の関係の根幹的な部分に触れる問題でもありますので、そこはそういったことを踏まえながらそれぞれが行動していきたいと思います。その限りにおいてこういった約束がしっかりと守られるべきだと思います。

**○大城一馬委員** やはり先ほど申し上げましたように、地方公務員の給与はまず県が条例案をつくって、そして議会に提出する前に職員団体との交渉が始まって、人事委員会の勧告もあって、手続を経て給与の可決がなされるわけですよ。今回はそういったことも全てほごにしている中で、やはりこの人事委員長の相当な厳しい意見であると。これはある意味、人事委員会の今後の形骸化にもつながるような方法だと思っています。やはりこれからもこの賛否についてはいろいろと相談させていただきます。そういったことも踏まえると今後のこの事案につきましては、極めて理解できないようなことであるということをおし述べて私の質疑は終わりたいと思います。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

**○吉田勝廣委員** 地方交付税は財政調整機能とか財政保障機能とよく言われます。今、国がやっていることは国の政策を実現するために職員の給与をカットしたと。これはある意味では、地方自治の本旨と言われるように、地方自治を

国が、政策を奪ったのだと、私は先ほどの議論を聞いていてそう思いました。それはどのような感じですか。

○小橋川健二総務部長 日本国憲法第92条のいわゆる地方自治の本旨の話ですが、住民自治、団体自治とあって、主に団体自治の中で公共団体の行財政運営はみずから主体的に決定をし実行していくと。そういったものが日本国憲法上保障されていると理解しております。今回、給与の決定の仕方ですが確かに通常のやり方でいいますと、人事院勧告があってそれから職員団体とも一定程度の話し合いをしながら最終的には条例という形で議会で審議していただいて、決めていただくという形です。今回、人事院勧告の部分がなかったということではありますが、本旨に基づいた決定の手続といえますか、団体としての決定の仕方は一定程度の手続を踏んでいるわけです。ただ、冒頭におっしゃるような地方交付税の件でいいますと、やはり政策目的に使うということになってはいけない話で、固有の財源ですのでそれは非常に遺憾に思っています。

○吉田勝廣委員 簡単なことを言いますと、給与をカットしてその分を国が召し上げて、やはり地方交付税を出さないわけですから、召し上げて国の政策を地方に押しつけるという構図だと思います。全国防災だとか、地域元気づくりだとか、緊急防災いわゆるまた使ってくださいというわけですから。これは地方の政策を国が奪うものだと。地方交付税をカットするわけですから、地方はある意味ではこれに従わざるを得ない。従わざるを得ないということはどういうことかといえますと、財政で締めつけているわけだから。これに従わないとラスパイレス指数であるとか、さまざまな国の施策によってさまざまな影響を受けるだろうという構図が見えてくるのかという感じがします。もう一つは、国の政策といえますか、民間は上げなさいといえますよね。今度、1年限りだけど給与が下がる。次の人事院勧告が上がってくるのではないかと一民間が上がってくるわけですから、これは人事課長のほうがよくわかるかもしれません。そうしますと、今度はバランスをとるために今度は公務員の賃金が上がります。その辺の予測はどのように予測していますか。余り関係ないですか。

○砂川靖人事課長 人事委員会が公民を比較する際は、特例措置を講ずる前の給与で比較することになると思います。今度の秋の勧告が上がるか、下がるかはまだわかりません。

○吉田勝廣委員 予測として、あくまで予測です。民間の賃金は上昇傾向にあ

るということで、アベノミクスで賃金を上げなさいとっています。そうしますと、公務員の賃金が下がります。先ほど言いましたように、特例だから元の水準で考えるとは言っていますが。しかし、実際上は所得関係に差が出てきますね。要するに、民間の賃金上がるわけですから、その賃金を水準にして勧告を出すわけですから、そのまま行けばある程度上がるだろうと予測されます。今度はまた公務員の賃金も上がってくると僕は予測しています。そうしますと、今やっている一召し上げて国の政策を実現する。1年間でこの効果—8523億円と書いていますが、効果が果たして地方に影響を及ぼすのかと。これは国の政策ですから余り議論したくありません。例えば、皆さんが言う地域の元気づくりに投入する金は果たして効果があるのかということです。その辺はどうか。

○小橋川健二総務部長 先ほどの元気事業でいいますと、全体の中に溶け込んでいまして、地方交付税トータルとして減少しているということです。それが効果があるかというのと多分吸収されて、ないだろうと思います。

○吉田勝廣委員 もう一つは、この2%の考え方ですね。これも総務省の基準財政需要額とかそういうことを計算して2%という金を出したと言っているわけだから、基準財政需要額も年々変わっていますが、その制度も国がいじっています。それに基づいて皆さんは計算して今の給与カット分を捻出したというわけですから、考え方として。実際、基準財政需要額と地方交付税の算定のやり方が出てくるわけですから、この辺の2%の根拠はもう少し沖縄県として精査してもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○田端一雄財政統括監 国が2%を示したのは2月の当初予算編成に間に合わせてということで、人口の規模ごとに、財政規模に応じて2%やあるいは1.8%、2.2%とかそうったものがあります。沖縄の人口規模、沖縄の財政規模からすると2%ということになっています。具体的な算定については、7月に普通交付税が決定されますので、それに向けて決定されるということです。それで、どの程度出てきたのかということが見えてくるかもしれません。

○吉田勝廣委員 今後、こういったことは特例だから、基本的には1回きりだということだと思います。これは私はそうあってもらいたい。1回きりだと、特例として。先ほど県が賃金カット、いわゆる三位一体改革のときにもあったと。私も三位一体改革のときに議論したことは、三位一体改革も国の施策であ

ると。今の給与カットも国の施策であると。国の施策が人事委員会だとか、地方自治の本旨に逆らうようなことで地方としてはやらざるを得ないと。そういうことだから、これに対して今後どのようにそうあってはならないと反論していくかという、先ほど執行三団体であるとか、地方六団体とかいろいろ言われました。こういったことは、あってはならないことですから、ある意味では裁判所に訴えるとか、行政に訴える自治体は出てきていますか。

○小橋川健二総務部長 出ておりません。

○吉田勝廣委員 もう一つは、これが市町村に波及するか、市町村も今後そういうことで給与がカットされることはどうですか。

○小橋川健二総務部長 市町村はそれぞれの事情で決定されると思いますので、そこは何とも言いがたいです。

○吉田勝廣委員 市町村も皆さんがいう形で2%を大体計算して、市町村も給与カットしていくことが大体の流れになってしまうのかと。要するに基準財政需要額の2%をとるか、各市町村は人口が違うわけですからその辺はどのように計算しますか。これは市町村課はどのように指導していますか。

○小橋川健二総務部長 需要額といえますか、計算をして結果として地方交付税がどう出てきて財源手当が削減される分、できるかできないかということも基本的には市町村にあると思います。それだけで判断されるのか、そのほかのファクターも含めて判断されるのか、何とも申し上げようがありません。

○吉田勝廣委員 これは市町村課が、先ほど例えば基準財政需要額であるとか、ボーナスにどのように波及していくのか。そういうことをいろいろと話し合いといえますか、そういったことをやらないと市町村は困ると思います。

○小橋川健二総務部長 そこは地方交付税の見込み方をどうするかとか、技術的な面でいろいろな助言はあると思います。既に資料も提供されていると思います。

○山内末子委員長 午後は午後2時半から再開いたします。  
休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 2 時30分

○山内末子委員長 再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 午前中、質疑をいろいろ聞いたのですが、まず今回の給与削減についてですけれども、これは国の政策上の話だと思うのですが、これについて、実際、部長としては一私もそうだったのですが、やはり職員の給与を減額するという事は、これは断腸の思いだと思うのです。そういう意味で大変なことだと思うのですが、そういう中にあっても国の施策を協力しないとけないという思いだと思うのです。この件についてもう一度所見を伺います。

○小橋川健二総務部長 4回にわたる職員団体との交渉の中でも、県の財政も見ないといけない、人事も見ないといけないという立場でありながらも、職員の生活を守るべき立場にもあるのではないかと御指摘もいろいろ受けました。確かにそのとおりであります。ですから、そういう意味では、本当にじくじたる思いで提案をいたしました。ただ今回の件については、やはり地方公共団体の給与は、最終的には議会の意思に基づいて自主的に決められるべきものなのですが、今回国が要請という形ではありますけれども、こういう形で削減を迫ってくるということは本当に遺憾だと思っております。それから、あと1点は午前も出ましたけれども、地方交付税を削減して結果として給与を削減をせざるを得ないという形になりましたけれども、そういうふうに政策誘導といいますか、地方固有の財源であるにもかかわらずそういう扱い方をすることで、本当にあってはいけないというように思っております。

○末松文信委員 午前中にもいろいろ数字が出たのですけれども、この削減する金額が幾らで、その内訳がどうなっているのかももう一度伺います。

○砂川靖人事課長 この9カ月間の特例期間で、人件費が総額46億円削減されます。そのうち10億円は共済費、36億円が職員の給料、管理職手当という形になります。

○末松文信委員 午前中は75億円という話がありましたが、これは何ですか。

○砂川靖人事課長 75億円は歳入の削減額です。歳入のほうです。地方交付税が67億円で、義務教育の国庫負担金が8億円、合わせて75億円ということです。

○末松文信委員 組合との妥結については大変だったと思うのですが、その交渉経過と、どういう形で妥結したのかについて教えてください。

○比嘉徳和総務統括監 今回の給与減額措置に関して、県としては県職員労働組合、沖縄県教職員組合、沖縄県高等学校職員組合の3者で構成する団体との交渉を5月21日、24日、28日及び6月4日の4回交渉を行いました。6月4日の交渉では労使双方で4点が確認されております。1点目が、条例案は当局の最終提案の内容で議会へ上程すること。2点目が、特例措置の実施後においても他県との均衡を図る観点から必要な場合、減額率や実施期間を緩和する方向で見直すこと。3点目が、仮に次年度以降、国が今回と同様に地方交付税の減額措置を行う場合には、全国知事会等と連携して適切に対応すること。4点目、組合としては今回の提案に合意できるものではないが、条例提案そのものについては反対しないこと。以上の4点を確認し、決裂ではなく終結という認識で交渉を閉じたところであります。

○末松文信委員 御苦労さまでした。そこで、削減の内容ですが、他県と比較してどのような状況になっていますか。

○砂川靖人事課長 6月17日現在の状況で申し上げますと、37団体のほうで給料月額を減額するという措置を講じておりまして、若干減額率に相違はありますけれども、全団体そういう方向で動いていると。そのうち、期末勤勉手当の減額も行うというところが13団体。我がほうは期末勤勉手当は対象外にしております。それでもやるというところは、我がほうを抜いて13団体あると。それから、給料を基礎として計算する手当があるわけですが、それを減額の対象とするかしないか、沖縄県はこれを減額の対象から外しました。しかしなお、それを減額の対象とするという団体が16団体程度あるというところなんです。管理職手当については、31団体で減額するという方向になっておりまして、我がほうの最終案の内容としては他県よりは若干緩くなっているのかという認識です。

○末松文信委員　そこで今46億円という金額なのですが、もしもこの案件が成立しないとなると、県として相当の財源を探す、あるいは負担になるということが見えておりますけれども、このことについてどのように考えているのか教えてください。

○小橋川健二総務部長　先ほど案内しましたように、財源そのものが75億円入ってこないということです。それをどういように補填しようかということなのですが、今のところ財政調整基金を崩して、これが46億円。それから退職手当債という県債を発行して29億円という形に今なっております。ですから、今給与の削減額46億円ですから、歳入が入ってこない分は全部給与の削減で賄おうということではございませんで、仮にさらに46億円も入ってこないということになりますと、通常でありますと県民サービスに充てるような財源をこれに充てざるを得ないということになるかと思えます。

○末松文信委員　今、部長から説明がありますように、これだけの財源をほかで手当てするとなると、これまで事業計画していたものを削減せざるを得ないという状況も起こりかねないと思えますので、これは何とか委員の皆さんの御理解を得られるかと思っております。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員　けさの人事委員会委員長の意見の開陳で、地方公務員法に定める給与決定の原則にそぐわない、遺憾である。それから、人事委員会勧告制度の確保という意味で残念ということが出されたわけです。これは委員会の独立した中立の立場での見解ですが、国の今回の措置について知事はどういった認識ですか。

○小橋川健二総務部長　先ほども申し上げましたけれども、職員団体に提案する際に知事も今回の措置は結果としてやむを得ないことになって、非常に心苦しいという前置きをしておりました。ただ、今回の措置については、やはり給与は地方団体が独自に定めるべきものです。それを国が地方の給与を要請という形であるにせよ削減を迫ってくることはまことに遺憾であると、これは知事がそうおっしゃっていました。それから地方交付税の件についても、この政策

目的を達成するがために地方交付税の削減をして、そのように誘導することも地方固有の財源の性格からしてあってはならないという、ここは知事の認識でございます。

○高嶺善伸委員 あってはならないこと、これについては地方六団体からも新藤総務大臣に対してあってはならないことと、今回の措置について強く指摘しています。強く指摘した内容について、知事も同じ認識であればその主な内容についてお聞かせください。

○小橋川健二総務部長 給与の決定の件ですが、これは地方六団体の声明ですが、国が地方公務員の給与を削減することは地方自治の根幹にかかわる問題だということです。それから、地方交付税、これは地方の固有の財源であるにもかかわらず政策誘導の手段に使っているということが2つ。国と地方の信頼関係を損なわないように二度とこのようなことを行わないようにという3点です。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員がもう一つあるとの指摘があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

○小橋川健二総務部長 国はこれまで独自に給与削減をやってきていません。しかしながら、先ほど本県の取り組みを紹介しましたがけれども、三位一体の改革等を初めとして非常に財政が厳しくなっている団体、あるいは全般的にそうですが、独自に給与カットあるいは定員を削減してきた。そういう取り組みをこの間ずっと続けてきたわけです。それにもかかわらず、給与削減の要請があったことについて強く遺憾の意を表した表現だと思います。

○高嶺善伸委員 地方交付税法第3条第2項を皆さんどのように解釈してますか。

○小橋川健二総務部長 地方交付税法第3条第2項で「交付税の交付に当っては地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」ということが書かれています。先ほど地方自治の本旨と日本国憲法との



関係が出てきましたが、団体自治、その団体の行財政運営はその団体で決めて、その団体がみずから実行していく。そのために地方交付税があるのだと。地方交付税法の趣旨、目的はそれだと思います。その趣旨に沿って使途の制限をつけないで、交付をなさいという、そういう趣旨だと思っています。

○高嶺善伸委員 あってはならないことです。ですから、あってはならないことをやってしまうということも迫認のような気がします。私からしますと、地方交付税法の趣旨に反する国の措置ではないかと思います。これについて知事はどのような考え方ですか。

○小橋川健二総務部長 おっしゃることと非常に似ております。そう受け取られかねないような今回の措置であるということでもあります。

○高嶺善伸委員 国の2年間にわたる国家公務員給与削減はやはり復興財源、みずから身を削っていくということでしたが、地方公務員の給与削減はそれとは違います。皆さんが言ったように、これまでも人件費抑制の努力をやってきたわけですね。ちなみに、平成20年以降の給与削減、人件費抑制効果は金額にするとどれくらい削減しましたか、あるいは抑制しましたか。

○小橋川健二総務部長 先ほど案内しました、給与3%、期末手当2%を2年9カ月続けました。その結果106億円の削減です。

○高嶺善伸委員 あれだけ地方は国と別個に人件費の抑制に努力してきています。国は復興財源のために国家公務員の給与削減をしてもかまいませんが、地方自治体の固有の財源である地方交付税を削減して、さらに人件費を削減した上で、私から見たら、別に緊急な地域の課題でもない事業をなさい、その財源には人件費相当を充てなさいということは、地方自治への介入です。そういう意味では、この条例提案を本当に納得できないという気がします。今回、少なくとも当初予算の説明のときに、皆さんは何か奥歯に物を挟んだような説明でさらりとしか触れていない。それにしても財源措置はこれまでの人件費抑制で106億円も節約してきていながら、緊急避難的にそれを充てることは県民に直接負担を求めることであると。これまでの地方自治体における人件費抑制というものを国は全然評価していないという気がします。今回の総務省の要請ですが、地方交付税の根幹にかかわる問題、または地方公務員の問題で県の人事委員会があるにもかかわらず、今回要請とはいえども強制的な圧力を加えてき

たということは法律で定められた国の関与、これを逸脱しているのではないかと思います。もちろん、国の関与には地方自治法第245条の4項以降、助言、是正の要求、是正の勧告、是正の指示、代執行等があります。今回は1番、技術的な助言ということで強制を伴わないこととなっています。それも、国の関与というものは法定主義で、法律またはそれに基づく政令によらなければ関与を要することとされないとなっています。私はその点は県が毅然とした姿勢を示して本来の地方公務員の給与体系のあり方についてはもっと議論するべきであったという気がします。その点、那覇市は偉いです。拒否しています。これくらいの地方自治体の主体性はあってもしかるべきだと思っています。今回の要請の中には、こういったことが書かれています。「貴都道府県内の市区町村に対してもあわせて周知されるようお願いいたします。」と。しかし、県内の市町村の中にはそうはいかないだろうという認識も持ちながらいろいろな対応を苦慮しています。そういう意味では、県の考え方の中に、県人事委員会の勧告のあり方の中で、県民が誤解していることが1つあります。それは、沖縄県内の民間よりも公務員は高額な収入ではないかということです。しかし、去年の人事委員会の勧告はそうはなっていません。ちなみに皆さんから正式にお聞きしたいと思いますが、職員給与の実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づいて、民間と職員の給与の格差を比較されていますが、皆さんの認識はどうか。公務員は高く民間は安いですか。

**○砂川靖人事課長** 人事委員会の公務員調査、これは従業員規模が50人以上の規模の事業所の給与を県職員の給与と比較する手法をとっております。それに合わせる形で、人事委員会は給与を引き上げたり、引き下げたりしている状況です。その意味において従業員50人以上の事業所の給与所得者との均衡は図られていると、適切な水準であろうと思います。一方で、事業の中には50人未満の事業所もございますので、例えば、商工労働部が発表している県内の民間の給与所得者の年収でいいますと、沖縄県の給与所得者は約352万円と言われておりまして、一方で県職員は予算上の平均額で計算すると660万円という形になるだろうと。こういう実態もあるだろうということです。

**○高嶺善伸委員** 人事課がそこまで言ってしまったらおしまいです。我々議会も県人事委員会の勧告に従って議論しています。それ以上の比較を議会の審議に持ち込んでくださいということなのですか。我々はそういう意味で去年10月に出された職員の給与に関する勧告が一番新しいので、ことしはまだ出ていないので、何ら民間給与と職員の給与の大きな差はない、0.15%ということで引

き下げの勧告をしてないです。こういう均衡のある状態だということは、県民が十分に知っていません。まさに人事課長がおっしゃるから公務員の給与は高い、この機会に下げなさいという形になりかねません。発言は慎重にしてください。そういう意味で逆に言ったら、46億円近い引き下げをすることによって今まで人事委員会が勧告してきたような給与比較からするとどれくらいの差になりますか。民間より安くなるのでしょうか。その推計について聞かせてください。

○砂川靖人事課長 人事委員会の勧告した給与では、民間の賃金と均衡している形になるのですが、今回この特例措置ということで、9.6%から4.6%カットすることによって、行政職の平均で、給与月額で約2万1000円程度、民間よりも安くなるという事態になります。

○高嶺善伸委員 県民の皆さんも、今回の国の国家公務員給与の削減に伴って、震災の財源対策でもなく、国の方針に従えということで地方公務員の給与の引き下げをすることは、人事委員会制度に基づく勧告の基準からすると、民間給与より低い水準の給与を支払うことになるわけですから、国が今、国民総所得を上げようと、景気を浮揚して賃金を上げようということと全く逆行しているでしょう。期間が限定されているとはいえ、果たして国のあってはならない仕打ちに甘んずることが、本来の人事かということについて納得ができないのです。ラスパイレス指数で見ても、特例的な措置がなければ国家公務員よりも地方公務員は下回っているでしょう。99.3でしょう。これが特例的な措置に合わせるために数字を出してくると107.4。このために国の言いなりになるということが本当にいいのかということについては、なかなか納得できません。そういう意味で、人事委員会制度というものがあいながら、勧告による適正な水準が確保されるべきであるが、それがなされない措置だということで残念だと言っているのです。人事委員会の勧告に従わない、今回のような給与削減措置というのは、大きな禍根を残すのではないかとということを指摘しておきます。

今回、国は緊急措置として地方交付税と別枠で8523億円の予算措置をすることです。国庫支出金も含めて75億円の地方交付税措置を削減しました。特別枠での沖縄県相当の地方交付税の特別枠は幾らあるのですか。

○田端一雄財政統括監 ただいまの全国の8500億円とありますが、そのうち地方交付税で措置される分が地域の元気づくり事業費、国全体で3000億円となっております。沖縄県分の地域の元気づくり事業費に係る交付税措置の見込額

が29億円となっております。

○高嶺善伸委員 75億円地方交付税を減額しておいて、それにかわる特別枠は、地域の元気づくり事業費だけで29億円。防災、減災だけで2億5000万円。半分にもいかない額しか、特別枠はつくっていないのです。それも結果的には、給与削減額で地域の元気づくりをしてくださいと言っているものです。そういうことを考えると、減額に伴う45億円ぐらいの県経済の経済損失のほうがはるかに大きいです。地域の元気づくりの29億円の事業で、どんな経済効果があるのですか。幾らぐらい見込んでいるのですか。

○田端一雄財政統括監 午前中も申し上げましたが、29億円というのは全体の県の交付税額一約1900億円の中で算定されているもので、その総額を県全体の予算額として、一般財源として確保して、地域活性化事業等に充てられているということになっております。

○高嶺善伸委員 総務大臣の皆さんへの通知には、地域課題に迅速かつ的確に対応するため、必要な措置を講ずるよう要請しますとなっているのでしょうか。この地域の元気づくり事業費というのは、地域の課題に迅速かつ的確に対応するための事業なのですか。何と何ですか。事業名と予算項目を出してください。

○田端一雄財政統括監 この地域の元気づくり事業というのは、地方交付税の算定項目の一つとなっております。地方交付税は一般財源となっておりますので、具体的に国庫補助金みたいに、どの事業にこの一般財源を充てるというものではございません。ただ、トータルとしては平成25年度の当初予算については地域経済に資するような事業一沖縄振興一括交付金の事業も含めて計上したと考えております。

○高嶺善伸委員 おかしいのではないですか。7月から来年の3月までの、極めて臨時的な特例措置でしょう。これで緊急的な課題に対応するために事業をなささいというけれども、特別枠でしょう。それが基準財政需要額に入っているだけで、個別にどういう事業をする、どういう効果があるということもわからない、漠然とした事業のために給与削減してそれに充てるのですか。これこそ地方交付税の一地方の固有の財源をなし崩しにすることを、県は追認することになるのですよ。本当に地域の元気づくり事業というものは、どういうものであって、どういう効果があるということは、個別に検討していないという受

けとめ方でいいですか。

○田端一雄財政統括監 県の歳出の事業で、地域の元気づくり事業というものは特にございませぬ。ただ、国は交付税の算定に当たって、地域の活性化に資するようにということで特別枠を設けておりますので、県の予算編成に当たっても、地域の経済が活性化するような事業に重点的に措置をしたと考えております。具体的な、どの事業に充てたということではありませぬが、予算編成に当たってはそのようなことも踏まえて予算編成を行ったということです。

○高嶺善伸委員 このような漠然とした予算措置で、地域の元気づくり事業をしております、緊急的な課題解決になりましたとはならないですね。特に、国としては緊急課題に対応する財政措置ということで防災関係、元気づくり事業、細かいメニューをのせて、いかにも個別に事業費を措置し、支援し、地方交付税の措置率が定められているような、具体的な事例を明示しているのですね。ところが県としては特別な事業項目を想定して事業費を計上しているわけではない。こういうちぐはぐな予算措置の運営をされたら、議会は何を審議しているかわからなくなります。特に午前中、部長は、場合によっては今年度はやらないで基金にして、来年度以降にできれば有効に生かしたいと、こういうことまで言われたら、我々はこういう条例を審査する来年までの話をしていたら、今までの説明と矛盾すると思うのです。そういう意味を考えると、今回の条例案の提案というのは、全国知事会を初めとする地方六団体が、あつてはならないということで要請をし、抗議をし、共同声明を発表したにもかかわらず無視されて、国がそれを押しつけていく。そういうシナリオにどっぷりつかつたような気がします。皆さんは、今回の措置を軽減率、あるいは期間の見直しも検討するという方針を示したという話を先ほどしていたのですが、これについてももう少し具体的に説明してくれませんか。

○砂川靖人事課長 国においては7月時点のラスパイレス指数を調査するという事を申しております。その結果が9月ぐらいには出るのではないかと見ておりました、全国的にラスパイレス指数の水準がどこに落ちつくのかと。仮に我がほうが今回の減額でラスパイレス指数が100になったと。ところが全国平均でそれが100にならず101とか102になった場合、我がほうは少し削減し過ぎではないかということで、その分減額率をそれ以降見直していくというような趣旨で言っております。

○高嶺善伸委員 最後に、人事委員会も職員の生活に影響を与えるということ  
を指摘しております。県経済に与える影響について、45億円程度の影響が出る  
という認識です。今回の特例措置について、皆さんは県経済に与える影響を、  
どのような試算を根拠にやったのか、もう少しわかりやすく説明してくれませ  
んか。

○比嘉徳和総務統括監 この試算ですが、産業連関表を使いまして、給与減額  
措置はおよそ46億円程度なのですが、そのうち共済費というものは市場に出な  
いといえますか、預かりしますので、給与費として回った36億円がそのまま全  
額消費に回るとして一貯蓄もせずに全額消費に回るとしてどのような影響があ  
るかということではなかったら、マイナスの45億円が出ると考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 午前中からいろいろと出ていますが、総務部長にしても9.6  
%のマイナス。課長にしても、一般職員にしても4%近くが出るわけですから、  
部長たちとしても議会で反対してもらいたいと思っているのではないですか。  
どうですか。

○小橋川健二総務部長 先ほど申し上げました職員団体との交渉の中でも、い  
ろいろ生活への影響の訴えがありました。私はそういう制度といえますか、国  
との関係とかを見なければならぬ立場でもありますけれども、一方では職員  
の生活を守る立場にもあるということもあって、先ほどもじくじたる思いで提  
案をしましたと申しました。確かに我が職員も皆そうなのですが、給与カット  
のための仕事を瞬間的にでもやったわけですから、そこはいろいろな思いが交  
錯しないわけではありません。ただ、今回これだけの財源がこういう形になっ  
ているものですから、一定程度職員の皆さんには負担を願えないだろうかとい  
う気持ちで取り組んできたところでもあります。

○當間盛夫委員 今沖縄県の振興策含めてずっと頑張っていかないと、これか  
らなのです。職員の士気の低下ということももっと考えていかないといけない  
だろうというところですが、現実には政権交代—また自民党に戻って、結果的  
に地方を切り捨てて自分たちの政策の部分で地方の財源を充てて、いかにも成  
長戦略は自分たちがやっていますというようなやり方自体が今の政権にも問題

があると思うわけです。アベノミクスということで、10年間で国民総所得を150万円をアップさせると言いながら、こういう部分での間違いなく国家公務員含めて地方の公務員の削減をしてくると、民間企業に影響してくると思うのですけれども。民間給与というものは決して上がっていません、どこもいまだに。きのうも会合で、やはり給与を上げないとなかなか我々の消費は難しいという分、公務員の給与が下がるということは自分たちも影響してくるというような話を聞くくらいですから、そういった面で民間給与に与える影響というものは、部長はどのように考えられていますか。

○小橋川健二総務部長　すぐに、にわかになんという影響があるかということは申し上げにくいですが、確かにこの間民間給与を上げて、経済を好循環といいますか、そういったものを目指している中で公務員の給与についてはカットするというところに違和感がないわけではありません。例えば、先ほど来申し上げておりますように、臨時特例あるいは異例の措置だと、9カ月間に限ってだということに理解をしております。

○當間盛夫委員　玉城委員からもあったのですが、今度の狙いがわからないと。実際には地方の財源を切り捨てて、みずからのやりたい政策に財源を充ててしまっている分ではないわけですから。片一方で、アベノミクスは経済成長をやろうという分と、もう一つには間違いなく財政健全化ということがあるはずなのです。日本全体の借金1000兆円はどうするのかという部分が。その部分の狙いでもない。その財政健全化の部分でこういう地方交付税をこういう形で、皆さんにも申しわけないのだがこういう形で財政を健全化、世界にも言っているわけですから一財政の健全化を我々は図ると言っているわけですが、今度の分はそういう狙いでもないということになってくると、時限立法で来年の3月31日でこのことは終わると。では、また戻るといふ言い方をするけれども、次は財政健全化、財政が大変だからと、財政健全化に向けてというような形の流れにならないかという心配があるのですけれども、その辺はどうですか。

○小橋川健二総務部長　今から先のことを少し申し上げにくいですが、この前骨太の方針も決まりましたし、成長戦略もあわせて決まりましたので、その流れの中で財政健全化も含めて成長も含めてどうするかということが決まってくるだろうと思います。しかしながら、給与がすぐこれにどうさせるかということは今のところよくわかりません。

○當間盛夫委員 3本の矢だとか言っているのですが、1本も給与を上げるといふ矢は何もないと言われてますから。そういう意味でもこの46億円を削る—我々は識名トンネルの件があった。識名トンネルで結果的にみずからそのもの6億円近く穴埋めをしてしまった。その46億円がある。これをそういう形でやってしまうと、46億円で県内の事業をどれだけできるのかというところもあるという。国の悩ましいところというか、そういった面では我々議会ももっと国に物を申さないといけないはずでしょうし、皆さんも断腸の思いだといろいろなところがあるはずでしょうし、我々も県民の部分でのあり方はどうあるかということをもう少し考えていかないといけないと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なしと呼ぶ者あり」)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 本会議の人事委員会委員長の意見の開陳、あるいは先ほど



の質疑の経過の中でも、やはり今回の国の地方自治への介入は、特別な期間であっても決して許されないということで、反対をしたいと思います。

○山内末子委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の条例案は国の地方自治への介入であり、地方交付税制度をなし崩しにするもので、到底容認できませんので、反対します。

○山内末子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほどの議論で申し上げたとおり、数々の課題があつて、このまま容認することはできません。それで、反対をいたしますが、本会議で討論をしたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よつて、乙第1号議案は、原案のとおり可決されました。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 委員の皆さんにお願いなのですが、今回、県当局としても、断腸の思いで、国からこういう形で押しつけ的に措置されてきたということで、

労使交渉含めて本当に大変であったでしょうから、この分では県議会としても国に意見書を出す必要があると思うのですが、ぜひそれを諮っていただきたい。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間盛夫委員から提案された意見書の提出について協議した結果、意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

意見書を提出するということで調整されておりますので、意見書の文案を含め、提案方法等について御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の文案及び提案の方法等について協議した結果、案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

議員提出議案として意見書を提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第1号議案特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の処理は全て終了いたしました。

次に、視察調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局より視察調査日程等について説明)

○山内末子委員長 再開いたします。

視察調査日程については休憩中に御説明いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

今回は、7月3日 水曜日 本会議終了後に委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子